

川崎医療短期大学履修規程

(授業科目)

第1条 本学における授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野とする。

2 各学科の授業科目及び単位数は、学則第9条別表1及び別表2-(1)から別表2-(2)に規定するところによる。

(単位の計算方法)

第2条 授業科目の単位の計算方法は、学則第10条に規定するところによる。

(履修方法)

第3条 各学科の履修方法は、学則第9条別表3に規定するところによる。ただし、卒業の際取得を希望する資格に応じて、在学中履修すべき基礎分野、専門基礎分野、専門分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野は、各関係法規の規定に準拠し、看護科においては学則第9条別表2-(1)、医療介護福祉科においては学則第9条別表2-(2)に示す必修科目並びに選択科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。また、学習上必要な事項を特別講義(単位外)で補うこともある。なお、詳細は各学科の定めるところによる。

(履修単位数の上限)

第4条 各学期に履修登録することができる単位数の上限は、原則として32単位とする。

2 前項にかかわらず、当該学期の直前の学期の学業成績に基づき、履修単位数の上限を変更して取り扱う。

3 前項の履修単位数の上限の変更に関する事項は、別に定める。

(単位の認定)

第5条 授業科目の単位の認定は、試験と平常成績等を総合して行う。

2 試験は本試験、追試験及び再試験とする。

3 平常成績は、随時行う小試験、学習状況等で判定する。

(本試験)

第6条 本試験は、原則として各科目終了時に行う。

(追試験)

第7条 追試験は本試験を受験できなかった者について、本人の願い出により1回限り行う。

2 追試験を受けることのできる要件は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 疾病又は負傷等止むを得ない事由が生じた場合

(2) 忌引き、就職試験等止むを得ない事由が生じた場合

(3) 火災、天災又は事故等のため、登校不能の事由が生じた場合

(4) その他止むを得ない事由と学長が認めた場合

(再試験)

第8条 本試験若しくは追試験に不合格となった者については、再試験を行うことができる。

(出席時数の不足した者の成績判定)

第9条 各授業科目につき出席時数が、授業実施時数の3分の2〔臨床(臨地)実習では実習時数の5分の4〕に達しない者については、原則として成績は判定しない。

(成績の評価)

第10条 成績の評価は100点法で表す。

2 再試験の合格者の成績はすべて60点とする。

3 60点以上の成績を得た授業科目については所定の単位を認定する。

4 成績判定の評語は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格とする。その区分は下記のとおりである。

優 (80点以上) 良 (70点以上80点未満)

可 (60点以上70点未満) 不可 (60点未満)

5 試験の結果、授業の到達目標に達しなかった者の中で、その後の指導で到達目標に達する見込があると見なされる者に対し、これを不可とせず評価を保留し、次学期の指導により再評価することができる。ただし、この再評価による成績評価は60点を限度とする。

(GPA)

第11条 学業成績を総合的に判断する指標としてGrade Point Average (以下「GPA」という。)を用いる。

2 GPAに関し、必要な事項は別に定める。

(退学勧告等)

第12条 学業成績が著しく不振であると認められる場合は、退学勧告又は修学支援を行う。

2 退学勧告等の基準及び内容については、別に定める。

(不正行為に対する成績判定)

第13条 受験中に不正行為をした者については、別に定める学生懲戒規程による。

(卒業)

第14条 卒業認定については、学則第13条の1及び2に準ずることとし、詳細については、各学科において定める履修規程細則による。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、この規程施行の際、現に臨床検査科第2学年及び第3学年に在学する学生の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年1月19日から施行する。

附 則 (平成元年3月 第3条改正)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第一看護科第2学年及び第3学年又は第二看護科第2学年に在学する者に係る履修方法については、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に本学に在学する者の履修方法は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に本学第2学年及び第3学年に在学する者は、規程の改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、施行日前に臨床工学科へ入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、施行日前に臨床検査科及び放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、施行日前に第一看護科、臨床検査科、放射線技術科、臨床工学科及び介護福祉科に入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行日前に看護科、臨床検査科、放射線技術科、臨床工学科、介護福祉科、医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の学則第9条別表1、別表2-(1)から2-(5)及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、施行日前に介護福祉科へ入学し、現に在学する者で、新カリキュラムの授業を旧カリキュラ

ムとして履修認定を行う必要がある場合は、介護福祉科履修規程細則により履修認定を行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行日前に医療保育科に入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、施行日前に医療保育科に入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、施行日前に医療介護福祉科に入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日前に臨床検査科、放射線技術科、医療保育科に入学し、現に在学する者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。